

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（201）」
2. 日時：平成29年7月4日 13時30分～17時58分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（炉心技術） 担当課長

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、6月19日のヒアリングの提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 火災感知器について、基本となる組合せを明確にしたうえで、例外的な組合せに関して整理して説明した資料を提出すること。
 - 火災感知器の種類について、アナログ式／非アナログ式の区別や、熱感知カメラやMSトンネル室入口に設置する吸引式煙検知器等消防法上の検定品でない火災感知器を用いている場合にはその詳細及び性能が十分であることの説明を整理して説明した資料を提出すること。
 - 火災感知器について、各火災区域（区画）の環境条件を考慮した設置の考え方を整理して説明した資料を提出すること。
 - 例外的に火災感知器を設置しないとしている場所について、例えば可燃物がないことを写真、図等で示す等、設置しなくてよい根拠を整理して説明した資料

料を提出すること。

- ケーブルピット等に光ファイバケーブル式熱感知器を設置する根拠を整理して説明した資料を提出すること。
- 軽油貯蔵タンクエリア配置図について、機器名称を追記した資料を提出すること。
- 原子炉建屋6階オペレーティングフロアの平面図に分離型煙検知器の配置がわかるように追記した資料を提出すること。
- 非アナログ式の火災感知器について、「アナログ式と同等」の記載の根拠を明確に整理して説明した資料を提出すること。
- 防災監視盤及び屋外熱感知カメラ火災受信機盤について、火災感知確認情報の表示内容等の詳細を整理して説明した資料を提出すること。また、MSトンネル室入口に設置する吸引式煙検知器について現場確認でないと火源が特定できないとする考え方を再考して説明した資料を提出すること。
- 火災感知器の点検について、自動試験機能及び遠隔試験機能並びに消防法施行規則に基づく試験等の方法を用いる考え方について整理して説明した資料を提出すること。
- 消火活動が困難となる火災区域(区画)の選定について整理して説明した資料を提出すること。
- ハロゲン化物消火設備及び二酸化炭素消火設備の自動起動条件(煙感知器と熱感知器の組合せ)について整理して説明した資料を提出すること。
- ガス消火について、設置場所・消火対象機器ごとに使用するガスの種類・方式を選定した根拠を整理して説明した資料を提出すること。(二酸化炭素の窒息性、ハロンの毒性等を考慮して選定しているか確認すること。)
- ケーブルトレイ複合体の火災感知・消火について運用面も含めその考え方を整理して説明した資料を提出すること。
- ガス消火設備のガス容量について整理して説明した資料を提出すること。
- 局所消火設備について、実証試験の結果を整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし